

岩手県告示第509号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）に基づき、次のとおり指定医療機関の指定の辞退があった。

平成30年6月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定医療機関の名称	所在地	指定の辞退の効力発生年月日
川崎弥栄診療所	一関市川崎町薄衣字上段70番地	平成30年4月30日
ドレミ薬局	一関市中央町二丁目5番17号	平成30年5月1日